

NO.	質問内容	回答内容
Q1	大会当日まで、もしくは大会当日に仕様・課題図・支給部材の変更はありますでしょうか。	変更なし
Q2	持参工具一覧表（14）留定規についてですが、扉の流れ留め定規、鋸の当て定規の持参は可能でしょうか。	持参不可
Q3	〈脚の加工に関して〉 事前に作った治具を用いての加工も構わないとあるが、電動トリマでのアリ加工も含まれるのでしょうか。	その通り
Q4	〈脚の加工に関して〉 支給材（ベニヤ）を利用した治具を用いての幅方向の機械加工は可能でしょうか。	コキ脚の加工は、安全に配慮した治具を支給材料で当日作ることで機械加工を可能とします。
Q5	〈脚の加工に関して〉 脚の斜め加工は[競技課題（19）使用可能機械]に記載されているA-②に該当しますか？	該当します
Q6	脚部の蟻加工において、ルーターテーブルの持ち込み使用は可能ですか。	不可
Q7	スライド丸鋸は持ち込み可能ですか。	不可
Q8	扉部のR加工で、市販のルーター定規の持ち込みは可能ですか。	不可
Q9	コンパスの持ち込みは可能ですか。	不可
Q10	公表の図面で扉の書き込み寸法が190とあるが、188でしょうか。	公表図面の扉の書き込み寸法190は188です。課題図を差し替えます。
Q11	ジグを作るときに、ビスなどの持ち込みで使用してもよろしいでしょうか	不可
Q12	支給材料から型板やジグを作成する際に、機械や電動工具の使用は可能ですか。	可能
Q13	本体の手加工部分において、アリ、留の加工に、挽き定規の使用は可能ですか。	可能
Q14	留の腰押定規の持ち込みは可能ですか。	不可
Q15	脚の胴付き部分の加工に機械の使用は可能ですか。	競技課題、2 仕様に準じて使用することは可能

NO.	質問内容	回答内容
Q16	競技課題>2 仕様> (13) 脚については、加工の完了後（本組直前）検査を受けた後、組み立てをする。とあるが、接着はしないとの解釈でよろしいですか。	その通り
Q17	競技課題>2 仕様> (14) 検査後の加工は認めない。とあるが、扉の接着後で、丁番の加工や押さえ縁の加工をすることも該当しますか。	扉の接着後、丁番の加工と押さえ縁の加工は可能とします
Q18	箱の寸法が560、扉が260とあるが、クリアランスを作る時、どちらの寸法を守りますか。 扉のほうでクリアランスを上下左右0.5mmずつ付けると264×259.25になりますが、よろしいでしょうか。	扉のクリアランスは選手の工作に任せます
Q19	支給材の釘40本は背板、引出し底板で全て使用するというのでしょうか。	その通り
Q20	競技課題>2仕様> (19) >G 電気（充電）ドライバー ①本体蟻組の荒加工となっているが、持参工具の電気（充電）ドライバーで丁番やマグネットの取り付けの時、下穴を開けることや、ビスをもむことは禁止ですか。	持参工具の電気（充電）ドライバーで丁番やマグネットの取り付けの時、下穴を開けること、ビスをもむことは可能です
Q21	脚の材料に関して 支給材の寸法が80（39）となっていますが、斜めに加工された材料が支給されるということでしょうか。	その通り
Q22	地板の脚加工に関して 箱の組立て前の検査に脚の加工は含まれるのでしょうか。	含まれません
Q23	治具に関して 脚の蟻加工用治具について競技開始前の工具点検時に競技委員の許可を受けることとあるが、その際に使用不可となるような場合があるのか。	当日、確認結果次第です
Q24	機械加工に関して 昇降盤の使用時に幅の狭い材料を加工する際、持ちこみの押し棒を使用してもよいか。	使用不可
Q25	扉の加工にて、ほぞ穴（女木）の小根加工は、トリマーを使用してもよろしいですか。	使用不可